

基本計画に盛り込むべき事項(案)

項 目	盛り込むべき事柄
1. はじめに	○本基本計画策定にいたるまでの経緯 ○本基本計画では、国立メディア芸術総合センター(仮称)の設置に当たり、その趣旨・目的や役割・方向性を明らかにするとともに、事業内容、施設内容、規模、管理運営等についての重要事項をまとめたものである。
2. 国立メディア芸術総合センター(仮称)の意義等 1) 趣旨・目的	○国立メディア芸術総合センター(仮称)(以下、「センター」という)は、メディア芸術のすべての分野を対象に、収集・保存、展示・公開、調査研究・開発、情報提供、教育普及・人材育成、交流・発信を行う国際的な拠点とする。 ○メディア芸術とは、メディアアート、アニメーション、マンガ、ゲーム、映画等を包含する芸術表現。 ※メディアアート(media art)とは、メディア(コンピュータやエレクトロニクス機器など)を用いて、双方向性・参加体験性を特徴として表現される芸術領域である。ファインアートとしてのメディアアートに加え、エンターテインメント性も有するアニメーション、マンガ、ゲーム、映画などを含めて、総合芸術としての「メディア芸術(media arts)」という。
2) 設置の背景	○我が国のメディア芸術作品は高い文化的価値を有し、世界的に高く評価されているところであるが、新しい分野であることに加え、エンターテインメント性を併せ持つ分野であることから、従来の美術の分野と比較して国による支援はきわめて限定的であった。 ○近年、文化庁は、これまで、優れたメディア芸術作品の発表の機会を提供し、創造性あふれる作品を顕彰するとともに、これらを鑑賞する機会を提供する「文化庁メディア芸術祭」や若手クリエイターの作品制作に対する支援等の施策を実施し、メディア芸術の振興に努めてきたところであるが、我が国が、今後、メディア芸術の一層の振興を図り、引き続き世界を牽引していくためには、以下に述べるとおり、種々の解決すべき課題が存在する。 ①歴史的価値のある貴重なメディア芸術の作品及び関連資料については、体系的な収集・保存がなされていない。 ②メディア芸術のすべての分野の作品を体系的に常時展示、また、関連情報の集約・発信を行う施設がないため、我が国のメディア芸術の国内外への発信が不十分である。

項 目	盛り込むべき事柄
3) 名称	③諸外国の研究者等は、我が国のアニメーション、マンガ等を学問的な研究課題として取り上げており、我が国でも、収集した資料に基づき、その歴史的な源泉の分析などの調査研究を行う拠点の整備が必要である。 ④メディア芸術によって我が国文化の魅力を高めていくためには、既にある作品を収集し、評価の定まったクリエイター等を顕彰するだけでなく、新たな作品やクリエイター等が生まれてくる環境を整えていく必要がある。そのためには、クリエイター等が作品を発表する機会の拡充や人材育成の強化を図ることが必要である。 ○これに対し、諸外国には、①展示・収集・普及だけでなく大学や経済研究所、技術研究所なども併設されたメディアアート領域の総合的な複合文化施設(独ZKM等)や、②伝統ある国際メディアアート・フェスティバルの成功に伴い設立され、アートとテクノロジーと社会を結ぶ活動が展開している施設(アルスエレクトロニカ等)などの例があり、日本からも多くの若い才能がそこに参画している。 ○中国、韓国などのアジアの近隣諸国は、国を挙げてアニメーション、ゲーム、映画等の分野の振興に取り組んでおり、我が国としても、アジアの拠点としての存在感を高める必要に迫られている。 ○我が国のメディア芸術を日本の優れた文化として、国内外に発信するとともに、メディア芸術に関する様々な支援策をより効果的に推進するためには、美術の他の分野と同様、拠点が不可欠であり、センターの設立が必要。これにより我が国のソフトパワーを高め、国際的な地位の向上にもつながる。 ○その際、我が国の文化の振興を図るとともに、コンテンツ産業と観光の振興、文化外交の進展にも資するよう配慮する。 ○センターの名称は、その対象とするすべての領域を総合的にあらかずものとし、利用者に親しまれ、国際通用性を発揮する愛称や略称なども適宜検討する。 ○当面、「国立メディア芸術総合センター」と仮称する。

項 目	盛り込むべき事柄
4) 役割と方向性	センターは、メディア芸術の「保存・継承」と「創造」に資するために、次の5つの役割を果たす。 ○各時代を代表する作品や失われるおそれのある貴重な資料を収集し、保存・継承するとともに、メディア芸術の歴史的な流れを広く紹介すること ○メディア芸術の最新の状況に触れることができる環境を提供すること ○メディア芸術を世界に向けて発信することによって、日本の文化や感性の理解に資すること ○メディア芸術の創造や革新を促す環境を提供すること ○メディア芸術への理解を深め、子どもたちの豊かな創造力を育む場となること その際、センターは、 (1) 日本ならではの「独自性」、 (2) 既存のジャンルにとらわれない「横断性」、 (3) 誰もが参加し体験できる「参加性」、 (4) 新たな創造を触発する「創造性」、 (5) 世界から多くの人が集う「国際性」、 (6) 人々に活気を与え、未来への成長を促す「未来性」 の6つの方向性を志向する。
3. 事業内容 1) 収集・保存・修復 2) 展示・公開	○メディア芸術祭受賞作品をはじめとする優れたメディア芸術作品及びこのままでは失われるおそれのある貴重なメディア芸術関連資料等の収集・保存・修復 ○既存のメディア芸術関連施設との連携を図りつつ、役割分担。 ○クリエイター等関係者の理解を得て、購入のみでなく、寄贈・寄託の受け入れを進める。 ○メディア芸術祭の実施

項 目	盛り込むべき事柄
	○メディア芸術各分野の歴史を俯瞰・検証し、未来を展望できる(温故知新的)展示 ○常設展、企画展、貸出による展示をバランスよく実施(※常設展は陳腐化しないよう適宜見直し) ○各分野だけでなく、分野横断型の企画展 ○制作過程が見られ、実体験できる場の提供 ○実演や上映など多様なイベントの企画 ○海外からの来場者や障害者に配慮した展示・公開
3) 調査研究・開発	○メディア芸術の歴史の調査研究 ○メディア芸術作品の展示・保存・修復に係る研究・開発 ○メディア芸術の創造に係る調査研究 ○工房を設け、自由な試行的創作や研究開発を実施 「※工房とは・・・クリエイター等が作品を制作する場所及び人的ネットワークをつくる場所」 ○メディア芸術に関する世界各国の研究者等とのネットワークの形成とシンポジウムの実施等 ○大学等の教育機関や企業等との連携・協力(客員研究員としての受け入れなど)
4) 情報収集・提供	○国内外のメディア芸術作品に関するデータ、施設情報、イベント情報などを収集し、インターネットを通じて国内外に広く発信 ○情報の収集・発信拠点として、我が国メディア芸術関連施設のHUB的な役割を担う。 ○来館者に対して、きめ細かな情報提供、相談サービスの実施
5) 教育普及・人材育成	○関連団体等との連携による作品制作支援を通じた人材育成事業等の実施

項 目	盛り込むべき事柄
6) 他機関との連携	○技術の進歩に対応した再教育のための研修会、ワークショップ、インターンシップ等の実施 ○若手クリエイター等の顕彰と展示発表機会の提供等の支援の実施 ○分野をこえて、クリエイター等が交流する場を提供し、創作活動の活性化を図る。 ○大学等の教育機関、企業等との連携・協力(客員研究員としての受け入れなど) ○国内外の既存施設、関係団体、教育機関、フェスティバル等との適切な連携協力 ○巡回・連携展の実施など全国の文化施設へのメディア芸術展示支援 ○映画については、東京国立近代美術館フィルムセンターとの緊密な連携
4. 施設内容・規模等 1) 施設内容	I. 国民・来訪者等への直接サービススペース <u>①展示・公開スペース</u> ○常設・企画・貸付を含めメディア芸術の各分野の多様な展示に対応できる展示室の設置 ○多様なメディアに応じた設備に対応可能な上映ホール ○上映ホールについては、シンポジウム等の目的にも使用できるよう配慮する。 ○展示準備室、関係者控室等の諸室を設置し、コンテストの審査等にも対応可能とする。 <u>②交流スペース</u> ○各分野のクリエイター等が分野を超えた交流ができる場を設置。 ○共通サービスのスペース(カフェ、レストラン、エントランスロビーなど)、(運営委託先がセンターの特色を生かして自由に活用できるよう配慮)

項 目	盛り込むべき事柄
2) 建築形態	○集客に配慮したミュージアムショップなどを設置。 <u>③人材育成・普及啓発・調査研究スペース</u> ○会議、演習など、多目的に使える研修室、研究室等スペース <u>④工房スペース</u> ○メディア芸術の各分野のクリエイター等が制作等のために活用できる工房を設置。 ○展示スペースや収蔵スペースに連携をとりやすいよう配慮して設置。
	Ⅱ. バックヤード <u>①収蔵スペース</u> ○収蔵される媒体の形状・性質に対応できる収蔵庫 ○センターでの収蔵スペースは、将来的には外部での確保も検討課題 <u>②管理共通スペース</u> ○センターの管理運営を行う管理部門の設置(事務室、会議室、中央管理室等)
	○建物の新設に限定することなく、既存の施設の改修や合築等、幅広く提案を受け入れることができるよう柔軟に対応。 ○外観・内装については、メディア芸術の特性に対応したものとする。
	○海外からの来館者を含め、一般来館者やメディア芸術関係者がアクセスしやすい交通の利便性があり、人が集まり活気のある場所 ○景観や環境がメディア芸術にふさわしい場所
3) 設置場所の条件	

項 目	盛り込むべき事柄
4) 建物延べ床面積等	○展示スペース、上映ホール、収蔵庫、研修室など十分な空間を確保するため、少なくとも約10,000㎡必要 ○個別の面積については、別表参照 【注意書：面積配分については、おおよその目安である。】
5) 施設の設計等に当たっての留意事項	○環境問題に対応した施設設計への配慮が必要。 ○外国人、障害者、高齢者などに配慮したユニバーサルデザインによる施設設計、鑑賞環境の確保。 ○国際的な施設としてふさわしい、翻訳、案内設備等を配備。 ○搬入用の動線、搬入用エレベーター、搬入用作業スペースの確保。 ○展示公開スペースのみならず施設全体として、情報ネットワーク環境、電気容量などメディア芸術各分野特有の条件に対応できるような配慮が必要。 ○技術の進歩等に対応し、機器その他備品については、適宜更新。
5. 管理運営	
1) 組織のあり方	○センターは、独立行政法人国立美術館が設置し、その運営は外部委託する。事業の継続性に十分配慮する。 ○事業部門、管理部門など必要な組織を設置するとともに、学芸・技術等の専門スタッフを含め必要な職員を置く。 ○各分野の専門家・有識者による助言・協力を得ながら事業を実施する体制を整備する。また、各分野の関係者・関係団体と連携し、運営していくことが可能な仕組みをとる。
2) 収入の確保方策	○原則として自己収入により運営費確保 ○入場料収入のほか、例えば、スペースの貸出し、グッズ販売、アーカイブスによる配信、広告、公開講座・研修にかかる収入などメディア芸術の各分野の特性を生かした自己収入の確保に努める。 ○企業協賛、寄付を積極的に受け入れる。

項 目	盛り込むべき事柄
	○これらが促進されるよう、会計上の仕組みを工夫する。 ○メディア芸術祭、人材育成、収集保存、調査研究等に関しては、文化庁等の委託事業を積極的に受け入れ。
6. おわりに	①この基本計画に基づき、施設の整備、事業内容の検討など、必要な準備を進められたい。 ②具体的な事業内容、展示内容等については、本基本計画を踏まえ、センターを運営することとなる委託先において、民間のアイデア、ノウハウ等を活用しながら、また、メディア芸術の各分野の独自性・特色に配慮しながら、魅力的で充実したものとなるよう工夫を期待。 ③時間的、空間的、予算的、人力的制約の中で成果をあげることができるよう、事業等について優先順位を定めて進めたり、重点化を図るなど、工夫をしながら、可能な範囲で実施することも必要。 ④メディア芸術分野は変化が激しく、常に新しい表現方法が生まれてくることに鑑み、センターの運営に当たっては、本基本計画策定の時点で想定されなかった取組が可能となるよう配慮が必要。 ⑤運営に当たっては、文化庁のみならず、経済産業省や外務省、観光庁等との連携協力を進めることが望まれる。 ⑥本基本計画に基づき、センターが設置され各事業に取り組むことは、大きな意義を持つものであるが、我が国のメディア芸術の振興はそれだけで十分であるとは言えない。 国は、関係機関・団体と連携しつつ、 ・国内外におけるメディア芸術作品の展示・公開・発信の機会の拡大 ・各分野の作品制作の支援の一層の充実 ・各分野の将来を担うクリエイター等の育成と資質の向上 ・顕彰等を通じたメディア芸術関係者の社会的地位の向上 等 メディア芸術振興のための他の事業についても、より一層の充実に努める必要がある。

項 目	盛り込むべき事柄
	⑦映画については、センターとフィルムセンターが密接に連携していくとともに、フィルムセンターの独立の課題は引き続き検討していくことが必要。

国立メディア芸術総合センター(仮称)の施設規模(案)

区 分	所要面積(㎡)	摘 要
収蔵庫	約 1, 1 0 0	メディア芸術作品が収蔵できる仕様・与条件とする
展示室	約 3, 1 0 0	常設展示、企画展示ほか弾力的に貸出可能とする
展示準備室	約 2 0 0	メディア芸術作品のコンテストの審査等
上映ホール	約 8 0 0	3 0 0 席程度、各種催事・上映、字幕・副音声に対応
教育・研究	約 4 0 0	工房、ワークショップ機能に対応
会議室・研修室	約 4 0 0	研究者等が使える仕様に配慮
ライブラリー等	約 3 0 0	インターネット検索コーナー、図書閲覧等
レストラン・カフェ	約 2 0 0	(合築の場合は不要)
機械室等	約 9 0 0	空調機械室・電気室・総合監視室等
駐車場	約 7 0 0	一般来館者用、作品搬出入用(合築の場合は不要)
搬入搬出場	約 4 0 0	大型車による搬入、大型作品の搬入に対応
事務室	約 4 0 0	事業部門、管理部門等
その他	約 1, 1 0 0	サロン、廊下等の共通スペース
合 計	約 1 0, 0 0 0	

※ 面積配分については、おおよその目安である。